

練馬区告示第 **487** 号

練馬区有通路条例（平成15年10月練馬区条例第40号）第6条の規定により練馬区有通路の区域をつぎのように変更し、新たに区有通路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年9月24日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

練馬区長 吉 田 健 一

| 路線名   | 編 入 区 域                   | 増 面 積<br>(平方メートル) |
|-------|---------------------------|-------------------|
| 15-27 | 練馬区 旭 丘 一 丁目<br>40 番 2 地先 | 0.23              |

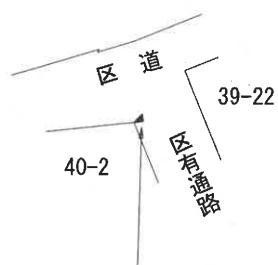
# 練馬区有通路区域変更図

旭 丘 一丁目 地内

縮 尺 600分の1

—— 特別区道および区有通路

—— 区域変更による通路



拡大図 縮尺100分の1

